

厚生労働省

インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成27年度～平成32年度

平成27年3月31日

厚生労働省

## 目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	1
1. 対象施設	1
2. 計画期間	2
III. 対象施設の現状と課題	2
1. 水道	2
2. 医療	4
3. 福祉	5
4. 雇用	6
5. 年金	8
6. 官庁施設	9
IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	10
V. 必要施策に係る取組の方向性	11
1. 水道	11
2. 医療	15
3. 福祉	16
4. 雇用	17
5. 年金	18
6. 官庁施設	20
7. 個別施設計画の対象	22
VI. フォローアップ計画	24

## I. はじめに

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すため、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ること」及び「引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うこと」を任務としており、水道、医療、福祉、雇用、年金などの分野で地方公共団体、独立行政法人等が管理する各インフラについて、的確な維持管理・更新等が行われるよう、制度等を整備する立場と、検疫所、労働基準監督署、公共職業安定所等の各施設について、自らがインフラの管理者として、維持管理・更新等を実施する立場も担っている。

インフラ老朽化の状況については、各インフラによって異なるものの、法定耐用年数に達した水道管路の延長を表す管路経年化率は10.5%（平成25年度）<sup>※</sup>に達していることや、厚生労働省が管理する官庁施設について、主要建築物が平均して築30年を超過しているなどを踏まえると、今後、これらのインフラの老朽化が急速に進行し、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが予想される。

一方、政府全体の取組としては、平成25年10月、関係府省庁が連携し、必要な施策を検討・推進するために、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月には、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」がとりまとめられた。

基本計画により、メンテナンスサイクルの構築等による安全・安心の確保や予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によるトータルコストの縮減・予算の平準化等の取組を推進することとされ、また、各インフラの管理者及びインフラを所管する立場にある国等（以下「所管者」という。）は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、インフラ長寿命化計画の策定が求められている。

これらを踏まえ、厚生労働省が所管・管理する立場にあるインフラに関して、「厚生労働省インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、インフラの長寿命化に向けた取組を推進するものとする。

※厚生労働省調べ

## II. 計画の範囲

### 1. 対象施設

厚生労働省が所管・管理するインフラについて、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

分野	対象施設	備考
水道	水道施設（管路施設、浄水施設）	
医療	病院（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関）	
福祉	社会福祉施設等（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設（保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設 等））	
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター）※借受施設を除く	
年金	年金事務所	
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舍 等（借受施設を除く））	

## 2. 計画期間

平成27年度（2015年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

## Ⅲ. 対象施設の現状と課題

### 1. 水道

#### （1）点検・診断／修繕・更新等

水道資産の約7割を占める管路施設においては、高度経済成長期に整備された施設の更新が進んでいないのが現状である。法定耐用年数に達した水道管路の延長を表す管路経年化率は10.5%（平成25年度）に達しており、水道管路に係る事故については年間で26,666件（平成24年度）発生している状況である。一方で、水道管路の更新率は近年減少傾向にあり、平成25年度現在で0.79%にまで低下しており、水道管路の老朽化は今後ますます進んでいくものと見込まれるため、水道事業者等は計画的な施設更新に努める必要がある。

#### （2）基準類の整備

水道施設が有すべき施設基準及び技術的基準については水道法（昭和32年法律177号）に規定されているが、施設の維持管理・更新については法令等による基準は特に規定されていない。このため、現在、水道施設の維持管理・更新については、水道事業者等が各種指針やマ

マニュアル類を参考にして実施している。今後は、当該指針やマニュアル類の改定等についての情報を収集し、水道事業者等への速やかな周知を徹底する必要がある。

### (3) 情報基盤の整備と活用

水道施設の維持管理・更新に必要な情報については、古い施設の情報が見失われている場合もあり、必ずしも十分に管理されている状況ではない。今後の施設更新に向けては、日常の維持管理上の情報を電子化するなどして、水道事業者等において多角的に分析できるようにしておくことも重要である。

### (4) 新技術の開発・導入

水道施設の維持管理・更新に関する技術については、これまでも多くの技術開発が民間企業においてなされてきているところである。今後は、より一層の新技術の開発・導入を促すべく、水道事業の抱える課題について整理し、発信していくことが重要である。

### (5) 予算管理

全国の水道の資産規模は40兆円を超え、これらの水道施設を更新していくには多大な費用と時間を要する。水道事業等は企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式で行われており、事業運営の健全性・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠である。しかしながら、その料金収入が不足しているために、老朽化した水道施設の更新を実施できない水道事業者等が多くある。各水道事業者等においては、長期的視点に立った計画を策定し、更新対象の重点化及び事業量の平準化を図りながら進める必要がある。

### (6) 体制の構築

水道事業等を支える職員数については、組織人員の削減に加え、団塊世代職員の大量退職により人員不足に直面しており、水道事業等の運営を維持していく上で、人材の確保・育成が課題となっている。これらの課題に対し、運営基盤強化を図るべく水道事業の広域化や民間事業者等との連携を進める必要がある。

### (7) 法令等の整備

(1)～(6)に示す水道における現状と課題を踏まえ、厚生労働省は平成25年3月に「新水道ビジョン」を公表しており、今後の水道が向かうべき方向等を具体的に示している。この「新水道ビジョン」

を踏まえ、水道事業者等に対して、水道施設の長寿命化を含めた行動計画である「水道事業ビジョン」の作成を促している。

## 2. 医療

### (1) 点検・診断／修繕・更新等

独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院並びに公的医療機関については、施設の劣化状況を把握するために、日常的な巡視に加え定期点検を実施している。

各施設は現在、点検・診断の結果に基づいて把握した不具合に対して、予算の範囲内において劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施している。今後も病院機能の継続的な提供と予算の平準化を図る観点から、不具合が発生する前の段階で定期的、計画的な修繕、更新を行うよう努める必要がある。

### (2) 基準類の整備

病院施設の定期点検については、建築基準法（昭和25年法律201号）等で定められた実施方法に基づいて行われている。これらの基準類の改定等について厚生労働省は、特に医療機関に関わりが深いものについて情報収集し、各施設を管理する者へ周知徹底する必要がある。

### (3) 情報基盤の整備と活用

病院施設の維持管理・更新等に必要な情報は、法令等に基づき、台帳として整備・保管することとされている。

### (4) 新技術の開発・導入

病院施設の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であり、関係省庁とも連携しつつ、これらを高度化、効率化していくための新技術の開発・導入を推進する必要がある。

### (5) 予算管理

各施設の予算の執行に当たっては、限られた予算の中で適切な事業効果の発現が図られるよう、事業の実施・予算管理を適切に行うことが重要である。

特に、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、今後は、費用対効果を踏まえて、より一層計画的な修繕、更新を行うために、

予算支出の平準化に努める必要がある。

#### (6) 体制の構築

- ①インフラの機能を発揮し続けるためには、管理者等が各基準やマニュアル等を正確に理解し、適切な維持管理・更新等を実行することが不可欠である。
- ②新技術の開発・導入による維持管理・更新等の効率化が期待される中、他分野の知見も参考にしつつ、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。
- ③建築物・建築設備の点検・診断を行う際、一定の能力を有する民間企業への委託は有効な手段の一つであるが、点検・診断の結果に応じて更に詳細な点検・診断が必要となることから、必要経費を事前に算定することを困難にしており、個別施設において日常的に施設の状況を把握できる能力のある人材の確保が求められる。

これらの課題に適切に対応し、将来にわたる維持管理・更新等の担い手を確保していくことが重要である。

#### (7) 法令等の整備

該当なし。

### 3. 福祉

#### (1) 点検・診断／修繕・更新等

社会福祉施設等については、維持管理、更新等に当たっては、各施設が有する機能や設備環境等に応じ、定期的な点検・診断、災害発生後の緊急点検等の不定期な点検等が行われている。引き続き対象施設の点検等を着実に進めていく必要がある。

#### (2) 基準類の整備

社会福祉施設等の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいて行われており、これらの基準類の改定等について、特に社会福祉施設等に関わりが深いものについて情報収集し、各施設を管理する者へ周知する必要がある。

#### (3) 情報基盤の整備と活用

社会福祉施設等の維持管理・更新等に必要な情報は、法令等により台帳として整備・保管することとされている。

#### (4) 新技術の開発・導入

社会福祉施設等の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であることから、社会福祉施設等を管理する者に対して情報提供する必要がある。

#### (5) 予算管理

社会福祉施設等の維持管理・更新等に必要な費用については、各施設において修繕の必要性等を考慮して、計画的な修繕、更新を行うための予算支出の平準化に努める等の対応を行っている。

#### (6) 体制の構築

社会福祉施設等において、維持管理・更新を実施するために必要な人材・体制の確保に努めている。

#### (7) 法令等の整備

該当なし。

### 4. 雇用

#### (1) 点検・診断／修繕・更新等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下本項目において「機構」という。）が設置する施設については、施設の劣化状況を把握するために、日常的な巡視に加え定期点検を実施している。

現在、予算の制約等もあり、点検・診断の結果に基づいて把握した不具合に対して劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施しているが、予算の平準化を図る観点からも、今後は定期的、計画的に修繕、更新を行う必要がある。

#### (2) 基準類の整備

機構が設置する施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいており、保全については、「建築物点検マニュアル・同解説」（(財)建築保全センター平成17年版）等を参考としている。

これらの基準類の改定等について情報収集し、改定等が行われた場合には速やかに機構へ周知徹底する必要がある。



### (3) 情報基盤の整備と活用

機構では、経理システムの不動産管理機能において、所有している不動産の増減に影響する修繕情報等を登録、管理している。現在管理している修繕情報等に加え、日常的な巡視や定期点検等を実施する中で必要な情報を効率的に収集・蓄積し、それらを効果的に活用していくことが必要である。

### (4) 新技術の開発・導入

機構が設置する施設については、老朽化した施設の増大、設置年度の偏りによる修繕、更新費用の集中化といった課題を踏まえ、今後、より一層新技術の導入を進めていく必要がある。

### (5) 予算管理

機構が設置する施設については、昭和40年代に集中的に建設したため、建設後50年以上経過する施設の割合が、10年後には施設全体棟数の約3割、さらに20年後には約5割に達する見込みである。

このため、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、これらの計画的な修繕、更新を行うために、予算支出の平準化に努める必要がある。

### (6) 体制の構築

インフラの機能を発揮し続けるためには、管理者等が基準やマニュアル等を正確に理解し、的確に維持管理・更新等を実行することが不可欠である。

また、新技術の開発・導入による維持管理・更新等の効率化が期待される中、他分野の知見も参考にしつつ、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。また、多数の施設の点検・診断を行うためには、一定の能力を有する民間企業への委託が有効であるが、点検・診断等は結果に応じて追加的な詳細点検等が必要な場合があるなど、契約のもととなる必要経費の算定に限界があるという課題がある。個別施設毎で発注に係る人材が不足している状況もあり、これらの課題に適切に対応し、将来にわたる維持管理・更新等の担い手を確保していくことが重要である。

### (7) 法令等の整備

該当なし。

## 5. 年金

### (1) 点検・診断／修繕・更新等

日本年金機構（以下本項目において「機構」という。）が設置する年金事務所については、建物・設備の保全及び安全を確保するため、各種法令等に基づき点検を行っており、点検結果を踏まえて修繕等維持管理を行っている。

また、312年金事務所のうち、旧耐震基準により建築された109年金事務所について耐震診断を行い、平成28年度中の完了を目指し順次、耐震補強工事を実施している。

今後、耐震診断結果により耐震不足とされた年金事務所（30箇所）の耐震補強工事を優先的に進めていく必要がある。また、既存の年金事務所耐震補強工事が出来ない年金事務所については、敷地面積（建ぺい率）の関係もあり、賃貸物件への移転も考慮する。

### (2) 基準類の整備

年金事務所の定期点検は、各種法令等で定められた実施方法に基づき実施している。

なお、官庁施設に準じたマニュアルを策定し、これらの基準類の改定等について情報収集し、反映させることが必要である。特に、年金事務所は高齢者、障害者を中心に不特定多数のお客様が訪れる特性から、バリアフリーに重きを置いた整備に留意することが必要となる。

### (3) 情報基盤の整備と活用

年金事務所の修繕等各種情報については、統一したデータベースで一括管理している。

なお、年金事務所によっては、整備時期が古い等の理由により、施設の完成時の施工図書等を逸失しているものがみられ、修繕等に当たって改めて情報を収集する必要性が生じるなど、多くの手間を要し、修繕を行う際、短期間に整備できない状況が生じている。

### (4) 新技術の開発・導入

機構が委託している管理業者より情報を収集している。

### (5) 予算管理

年金事務所の大半は、建設から30年余を経過しており、老朽化が著しい状況にあり、点検・診断結果に基づき、優先順位を考慮し予算の範囲内で計画的に実施している。

なお、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、点検・

診断結果を踏まえて、トータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努める必要がある。

#### (6) 体制の構築

施設を管理する専門の部署を設置し、建築、機械及び電気に係る高度専門的知識を有する者等を配置している。

また、より多くの事業者が入札に参加できるように見積期間の確保や、契約後業務開始までの体制整備期間の確保を考慮した調達スケジュール及び仕様書の詳細化を検討することとしている。

なお、個別施設管理者においても専門的知識等が必要であることから、研修等により管理者を育成する必要がある。

#### (7) 法令等の整備

該当なし。

### 6. 官庁施設

厚生労働省が所管する官庁施設は、施設の点検・診断に基づく補修・更新を継続的に行っていくメンテナンスサイクルを確立するとともに、その実行に必要な体制を確保し、施設の長寿命化・延命化を図っていく必要がある。

#### (1) 点検・診断／修繕・更新等

国が機能診断の実施並びに保全計画の策定及び当該計画に基づく修繕・更新を進めているところであり、機能診断の実施率や保全計画の策定率を着実に向上させていくことが課題である。

#### (2) 基準類の整備

施設の破損等の変形や経年劣化等を把握する点検等が実施されているが、点検・診断・修繕・更新等に至る各段階に求められる取組の内容や品質など、メンテナンスサイクルを実施する上で不可欠な基準類を周知徹底する必要がある。

#### (3) 情報基盤の整備と活用

施設によっては、整備時期が古い等の理由により、記載されている情報が不十分なものや、施設の完成時の図面が逸失しているものもみられ、点検・診断等に当たって改めて情報を収集する必要が生じるなど、多くの手間を要する場合もある。

このため、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な維持管理・更新等の実施に活用していく必要がある。

#### (4) 新技術の導入

現在、施設の点検・診断の多くは、目視による状態の確認を基本として実施されており、対策の内容や優先度等の判定を実施している場合もある。

このような中、今後より効率的に施設の維持管理・更新等を行っていくためには、戦略的に新技術の導入を進めていく必要がある。

#### (5) 予算管理

厳しい財政状況化においても、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努めることが必要である。

#### (6) 体制の構築

必要なインフラ機能を維持するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であり、メンテナンスサイクルの構築と合わせて、その実行に必要な体制の構築等を行っていく必要がある。

#### (7) 法令等の整備

該当なし。

### IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

インフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

しかし、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

このため、今後、各インフラの管理者等により策定される個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握の上、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを推定することとする。

また、各施設管理者は、維持管理・更新等に係る予算の確保に関して十分な政策的対応を積極的に図る必要がある。その際、施設の長寿命化への取組や技術開発等による維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組む。

## V. 必要施策に係る取組の方向性

「Ⅲ. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

### 1. 水道

#### (1) 点検・診断／修繕・更新等

- アセットマネジメント（資産管理）に基づいた適切な更新計画の策定の重要性について水道事業者の理解を促すとともに、老朽度判定等に必要な施設情報の適切な管理を促進する。
- 施設情報を活用した老朽化施設の更新優先順位の考え方等に関するマニュアル等の情報提供を行い、水道事業者による実効性のある更新計画の策定を促進する。
- 全国の基幹管路、浄水場、配水池について、電気・機械・計装設備も含めた老朽施設の更新及び耐震化を推進すべく、施設更新及び耐震化の状況把握及び情報発信に努める。

#### 所管者としての取組

- 現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画の策定及びその取組を加速させる。
- 施設健全度の向上や事故防止の推進に向け、日常の維持管理及び保守点検の適切な継続実施の必要性を発信する。
- 老朽度判定など多角的な分析が可能となるように、施設情報の電子化を推進し、マニュアル類の情報発信を行う。
- 水道統計情報の整理や調査業務の実施により、水道施設の老朽化及び耐震化状況の把握及び情報発信を行う。

#### (2) 基準類の整備

- アセットマネジメント、施設の維持管理、耐震化及び再構築等に係るマニュアル等の整備を図る。
- 水道事業者等が行う取組の効率的な実施に向け、当該マニュアル等の活用を促すべく、都道府県等の関係行政機関と連携して講習会等を開催する。
- 水道事業の企画、経営、管理に関する総合的な助言等により水道事業者等を支援する。

#### 所管者としての取組

- アセットマネジメント（資産管理）の推進に向け、以下の指針類の活用を促す。  
ー水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月） 厚生労働省健康局水道課

<ul style="list-style-type: none"> <li>ー簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル（平成26年4月）厚生労働省健康局水道課</li> <li>ー水道料金算定要領（平成20年3月）公益社団法人 日本水道協会</li> <li>ー工業用水道料金算定要領（平成25年2月）経済産業省</li> <li>ー工業用水道料金算定要領の説明書（平成25年3月）経済産業省産業施設課</li> <li>• 施設の適正な維持管理、情報の電子化の推進に向け、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ー水道施設維持管理指針（2006年）公益社団法人 日本水道協会</li> <li>ー地方自治体土地情報GIS導入の手引き（2007年2月）国土交通省・水資源局土地情報課監修；ニッセイ基礎</li> <li>ー統合型GIS推進指針（平成20年3月）総務省</li> </ul> </li> <li>• 施設の耐震化対策に際し、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ー水道施設設計指針2012 公益社団法人 日本水道協会</li> <li>ー水道施設耐震工法指針・解説 2009年版 公益社団法人 日本水道協会</li> <li>ー水道の耐震化計画等策定指針（平成20年3月）厚生労働省</li> <li>ー水道の耐震化計画等策定指針の解説（平成20年10月）公益財団法人 水道技術研究センター</li> <li>ー水道の危機管理対策指針策定調査報告書（地震対策）（平成19年2月）厚生労働省</li> <li>ー水道の安全保障に関する検討会 報告書（平成21年3月）公益社団法人 日本水道協会</li> <li>ー耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方（平成24年3月）国土交通省 下水道地震・津波対策技術検討委員会</li> <li>ー地震時等緊急時対応の手引き（平成25年3月）公益社団法人 日本水道協会</li> </ul> </li> <li>• 施設更新時の再構築に際し、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ー水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成23年12月）厚生労働省健康局水道課</li> <li>ー水道施設機能診断の手引き 公益財団法人 水道技術研究センター</li> <li>ー水道広域化検討の手引き（平成20年8月）公益社団法人 日本水道協会</li> <li>ー水道版バランススコアカードを活用した事業統合効果の評価検討書（平成22年3月）厚生労働省健康局水道課</li> <li>ー事業統合検討の手引-水道版バランススコアカードの活用-（平成23年2月）厚生労働省健康局水道課</li> <li>ー水道施設更新指針（平成17年5月）公益社団法人 日本水道協会</li> </ul> </li> <li>• 上記指針類について、改定等された場合、周知徹底する。</li> </ul>
--

### （3）情報基盤の整備と活用

- 施設情報を電子化して整理することを推奨し、老朽度判定など多角的な分析を可能とした施設情報管理を推進する。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成26年度に厚生労働省で整備される危機管理情報の電子化（水道地図）を、平成27年度以降より運用を推進する。</li> </ul>

#### (4) 個別施設計画の策定・推進

- 前項(1)～(3)及びアセットマネジメントを通じて、水道事業者により老朽化施設の更新計画が適切に策定されるよう、取組の推進を図る。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none"><li>• 現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画の策定及びその取組を加速させる。</li><li>• アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。<ul style="list-style-type: none"><li>－水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月）厚生労働省健康局水道課</li><li>－簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル（平成26年4月）厚生労働省健康局水道課</li></ul></li><li>• 上記指針類を活用した計画策定が行われるよう、講習会等を通じた助言等を行う。</li></ul>

#### (5) 新技術の開発・導入

- 水道における老朽化施設の更新及び耐震化の必要性を発信することにより関係者間で課題を共有し、施設更新や耐震化に向けた技術的課題を整理・発信することにより、民間企業等の技術開発を促進させる。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none"><li>○課題の共有<ul style="list-style-type: none"><li>• 老朽化施設の更新、耐震化の必要性を、各種講習会を通じて発信する。</li></ul></li><li>○研究開発<ul style="list-style-type: none"><li>• 日本水道協会、水道技術研究センターを核とした調査・研究体制の拡充を促す。</li></ul></li><li>○現場展開<ul style="list-style-type: none"><li>• 厚生労働省、日本水道協会及び水道技術研究センター等で取りまとめられる成果が現場で活かされるよう情報発信に努める。</li></ul></li></ul>

#### (6) 予算管理

- 施設の老朽化と財政状況の悪化が懸念される中、財政収支見通しを正しく把握するべく、資産管理の適切な実施とアセットマネジメントの導入を推進し、中長期的なアプローチで、水道事業者には財源の裏付けある計画的な更新への投資を促す。
- 将来的な水道サービスの持続に必要な更新費用の確保を見据え、料金収入に基づいた健全かつ安定的な事業運営を推進するために必要な水道料金の見直しを促進する。

所管者としての取組
<p>○アセットマネジメントを通じた適正な資産管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画の策定及びその取組を加速させる。</li> <li>・アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月）厚生労働省健康局水道課</li> <li>－簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル（平成26年4月）厚生労働省健康局水道課</li> </ul> </li> </ul> <p>○水道料金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源確保に係る水道料金の見直しにおいて、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－水道料金算定要領（平成20年3月）公益社団法人 日本水道協会</li> <li>－工業用水道料金算定要領（平成25年2月）経済産業省</li> <li>－工業用水道料金算定要領の説明書（平成25年3月）経済産業省産業施設課</li> </ul> </li> </ul> <p>○財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的な実現方策を推進させる具体的な国庫補助事業を展開し、国庫補助対象事業の重点化、集約化を図ることで、施策体制を充実化する。</li> <li>・将来的にさらに必要となる水道施設の耐震化や更新に係る事業は、優先的に推進すべき事業もあるため、効果的な対象事業の設定に配慮する。</li> </ul>

## （7）体制の構築

- ・技術職員の確保に資する、広域化による水道事業の運営基盤強化を推進する。
- ・民間事業者との連携により、民間事業者が保有する技術やノウハウの活用を促す。
- ・アセットマネジメント（資産管理）等の研修を通じて教育を充実する。

所管者としての取組
<p>○広域化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化による水道事業の運営基盤強化を推進するべく、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－水道広域化検討の手引き（平成20年8月）公益社団法人 日本水道協会</li> <li>－水道事業における広域化事例及び広域化に向けた検討事例集（平成26年3月）厚生労働省健康局水道課</li> </ul> </li> </ul> <p>○民間事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者との連携を推進するべく、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－水道事業における官民連携に関する手引き（平成26年3月）厚生労働省健康局水道課</li> </ul> </li> </ul>



## (8) 法令等の整備

- 水道法で定められている施設基準を遵守した施設整備がなされるよう、指導していく。

## 2. 医療

### (1) 点検・診断／修繕・更新等

- 独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院並びに公的医療機関については、建築基準法等に基づく定期点検を引き続き着実に実施するよう促すとともに、修繕等が必要と判断された建築物・設備を中心にできる限り長期的に利用する観点から実施するよう促す。
- 各施設が建築物・建築設備の修繕等を行うに当たっては、必要に応じて各々の申請に基づき、各種補助金等による支援を継続する。

### (2) 基準類の整備

- 病院施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいている。これらの基準類について情報収集し、チェックリストのような形で各施設へ周知徹底する。

### (3) 情報基盤の整備と活用

- 施設の維持管理・更新等で得られる情報は、合理的かつ効率的な管理や適切な設計・施工を行う上で重要なものである。このため施設の維持管理・更新等の際には、単に維持管理・更新等の情報だけでなく過去に蓄積されていない施設の諸元、施工条件などの情報の積極的な収集・蓄積を図るよう促す。
- 収集した情報は、戦略的な維持管理・更新等に不可欠である日常的な点検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、ライフサイクルコストの算定等に活用していくよう促す。

### (4) 個別施設計画の策定・推進

- 病院施設について、個別施設計画の策定を促す。
- 個別施設計画は、中長期保全計画として、①施設の運用段階における保全の実施内容、②予定年度、③概算額に係る計画 等を中心に構成し、必要に応じて、用途変更、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- 個別施設計画は、大規模な修繕が行われた後等、その必要があるときは見直しを行うよう促す。

#### (5) 新技術の開発・導入

- 各施設において、建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等や新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、管理する病院施設内で共有を図るよう促す。

#### (6) 予算管理

- 各施設において、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、計画的な取組を行う。これにより、トータルコストの縮減、予算の平準化に努めるよう推進する。また、新技術の導入により、費用の縮減に努めるよう促す。

#### (7) 体制の構築

- 施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。
- 専門知識や経験の少ない保全担当者に対しては、(2)のチェックリストも活用しつつ、施設内外での知識・経験の共有を推進する。

#### (8) 法令等の整備

- 該当なし。

### 3. 福祉

#### (1) 点検・診断／修繕・更新等

- 法令等に基づき、社会福祉施設等の点検や更新等の取組が確実に実行されるよう、相談対応、支援策についての周知を行っていく。

#### (2) 基準類の整備

- 社会福祉施設等において、基準、マニュアル等について周知が進むよう、必要に応じて情報提供等を行う。

#### (3) 情報基盤の整備と活用

- 社会福祉施設等において、財産台帳に修繕等に関する情報を記載する等法令等に基づいた適切な管理が行われるよう、周知を行う。

#### (4) 個別施設計画の策定・推進

- 対象となる社会福祉施設等については、定期的な点検のサイクルを踏まえて、個別施設計画を策定する。

#### (5) 新技術の開発・導入

- 建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、特に社会福祉施設等に関わりが深い新技術が開発・導入された場合には、社会福祉施設等への情報の共有に努める。

#### (6) 予算管理

- 社会福祉施設等の各施設において、計画的な維持管理・更新等を行い、予算の適正な執行に努める。
- また、国、地方公共団体等においては、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

#### (7) 体制の構築

- 社会福祉施設等の維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。

#### (8) 法令等の整備

- 該当なし。

### 4. 雇用

#### (1) 点検・診断／修繕・更新等

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下本項目において「機構」という。）が設置する施設については、法令等に基づき定期的に点検させ、修繕等が必要と判断された建築物・設備を中心に長期的に利用する観点から効果的に実施するよう促す。

#### (2) 基準類の整備

- 機構が設置する施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいている。
- また、保全については、「建築物点検マニュアル・同解説」（(財)建築保全センター平成17年版）等を参考としている。
- これらの基準類の改定等について、周知徹底する。
- 機構へ参考に情報提供する基準類として、以下のものを使用する。
  - ① 特殊建築物等定期点検業務基準（(財)日本建築防災協会平成17年版）
  - ② 建築物点検マニュアル・同解説（(財)建築保全センター平成17年版）

#### (3) 情報基盤の整備と活用

- 機構の有する経理システムの不動産管理機能において、所有している不動

産の増減に影響する修繕情報等を収集・蓄積し、維持管理・更新等の計画的な実施を支援する。

#### (4) 個別施設計画の策定・推進

- ・対象となる機構が設置する施設について、個別施設計画の策定を支援する。
- ・個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」によって構成し、必要に応じて、用途変更、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- ・「中長期保全計画」は、大規模な修繕が行われた後等、その必要があるときは見直しを行う。

#### (5) 新技術の開発・導入

- ・関係機関と連携しつつ、建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等や新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、機構との共有を図る。

#### (6) 予算管理

- ・点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、計画的な取組を行う。これにより、トータルコストの縮減、予算の平準化を図る。また、新技術の導入により、対策費用の縮減に努める。

#### (7) 体制の構築

- ・施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。
- ・専門知識や経験の少ない保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

#### 8) 法令等の整備

- ・該当なし。

### 5. 年金

#### (1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・官庁施設に準じて、法令等に基づき定期的に点検等を継続するよう促す。

#### (2) 基準類の整備

- ・官庁施設に準じて、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和

26年法律第181号)等の基準類の改定等について周知徹底する。

### (3) 情報基盤の整備と活用

- 年金事務所の点検結果等の情報管理について、一元的なデータベース化を推進する。

### (4) 個別施設計画の策定・推進

- 日本年金機構が管理する年金事務所について、個別施設計画の策定を推進する。
- 個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」によって構成し、必要に応じて、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- 「中長期保全計画」は、大規模な修繕が行われた後等、その必要があるときは見直しを行う。

### (5) 新技術の開発・導入

- 関係機関と連携しつつ、建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等や新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、情報提供を行う。

### (6) 予算管理

- 個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、計画的に維持管理・更新等を行うとともに、新技術の導入等により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を推進する。

### (7) 体制の構築

- 保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

### (8) 法令等の整備

- 該当なし。

## 6. 官庁施設

### (1) 点検・診断／修繕・更新等

- 厚生労働省が所管する官庁施設については、法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続する。

管理者としての取組
<p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>点検・診断については、後述の「(2) 基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。</li><li>保全については、後述の「(2) 基準類の整備」の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、厚生労働省が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舍以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を、平成29年度までに80%以上となるよう取組を継続する。</li></ul> <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p>
<p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>保全担当者等を対象とした、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等への参加により、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集出来るよう、周知徹底する。</li></ul>
<p>○担い手確保に向けた入札契約制度等の適正な運用・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託を継続的に実施する。</p>

### (2) 基準類の整備

- 官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められている。
- また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号）で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等が定められている。
- これらの基準類の改定等について、周知徹底する。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"><li>定期点検については、以下の基準類を適用する。<ul style="list-style-type: none"><li>官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）</li><li>国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1350号）</li><li>国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）</li></ul></li><li>官庁施設の保全については、以下の基準類を適用する。</li></ul>

- 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）
- 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月1日付け国営管第59号、国営保第11号国土交通省大臣官房官庁営繕部長通知）
- 上記の基準類について、改定等された場合、周知徹底する。

### （3）情報基盤の整備と活用

- 官庁施設においては、保全情報を蓄積・分析するため、平成26年度から「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」が運用されている。
- 同システムを活用し、保全の適正化が図れるよう官庁施設情報の登録を推進する。

#### 管理者としての取組

- 平成27年度中に、厚生労働省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に登録する。
- 平成28年度以降は、情報の更新を毎年実施する。

### （4）個別施設計画の策定・推進

- 対象となる官庁施設について、個別施設計画の策定を推進する。
- 個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- 個別施設計画の策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。
- 中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

#### 管理者としての取組

- 平成28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設において、「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用するなどして、「中長期保全計画」及び「保全台帳」を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。
- 策定した個別施設計画は、適宜、更新する。

## (5) 新技術の開発・導入

- ・建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、情報共有に努める。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている取組事例等を収集し、情報共有に努める。</li><li>・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討する。</li></ul>

## (6) 予算管理

- ・個別施設計画（長寿命化計画）に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「(4) 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「(5) 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。</li></ul>

## (7) 体制の構築

- ・専門知識や経験の少ない保全担当者に対する情報提供や研修を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

管理者としての取組
<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成27年度中に、厚生労働省が管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。</li><li>・前述の「(1) 点検・診断／修繕・更新等」の「○研修・講習の充実」の取組を行う。</li></ul>

## (8) 法令等の整備

- ・該当なし。

## 7. 個別施設計画の対象

### (1) 対象施設

行動計画の対象施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進する。ただし、次の①から③までの施設については、管理者等の判断により、対象から除くことができる。

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計



画をもって、個別施設計画に代えることができる。

- ①主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設
- ②施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的な施設
- ③建設、更新等の実施後、間もない施設及び廃止が予定されている施設

上記を踏まえ、各分野において個別施設計画の策定を推進する対象施設は次表のとおりである。

分野	対象施設
水道	水道施設（管路施設、浄水施設）
医療	病院（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関）
福祉	社会福祉施設等（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設（保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設 等））
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター）※借受施設を除く
年金	年金事務所
官庁施設	庁舎、宿舍 等（建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く。）

## （2）計画策定の推進と内容の充実

上記の対象施設について、全ての管理者によって早期に計画の策定が進むよう、策定方針や手引きの策定等を実施する。

その際、中長期的な予算管理に資する計画となるよう、蓄積された情報を基に、概算費用の算定や計画期間の考え方についても明記する。

また、個別施設計画を策定するためには、施設毎の点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であることに鑑み、施設毎にメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講ずる。

## Ⅵ. フォローアップ計画

本計画を継続し発展させるため、計画に関する進捗状況を把握し、「Ⅵ. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化させるとともに、必要に応じて本計画の改定を行う。

また、計画に関する進捗状況等について、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」等において共有する。

なお、本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、厚生労働省ホームページを通じて情報提供を図る。